

令和6年12月

河内長野市議会定例会

議 案 書

(最終日追加)

河 内 長 野 市

令和 6 年 1 2 月河内長野市議会定例会提出議案目次

議案第 9 2 号	河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 及び一般職の職員の給与に関する条例の改正について	1
議案第 9 3 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 改正について	3 0
議案第 9 4 号	特別職の職員の給与に関する条例の改正について	3 2

議案第 9 2 号

河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一

般職の職員の給与に関する条例の改正について

河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一

般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年河内長野市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	3 9 2 , 0 0 0 円
2	4 4 0 , 0 0 0 円
3	4 9 2 , 0 0 0 円

4	5 5 5, 0 0 0 円
5	6 3 4, 0 0 0 円
6	7 4 0, 0 0 0 円
7	8 6 4, 0 0 0 円

第8条第2項中「100分の170」と」の次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第2条 河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、第15条の3及び第24条」を「及び第15条の3」に改め、同条第2項中「及び第23条第2項」を「、第23条第2項及び第24条第2項」に改め、「平成26年河内長野市条例第31号」の次に「。以下「任期付職員条例」という。」を加え、「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第24条第2項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年河内長野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の122.5」を「、6月30日に支給する場合においては100分の122.5、12月10日に支給する場

合においては「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第24条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月30日に支給する場合においては100分の102.5、12月10日に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月30日に支給する場合においては100分の48.75、12月10日に支給する場合においては100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200

9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000

29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	

49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		

69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			

89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	347, 400					
95		299, 700	347, 800					
96		300, 100	348, 200					
97		300, 300	348, 400					
98		300, 600	348, 800					
99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	351, 500					
106		303, 000	351, 900					
107		303, 300	352, 300					
108		303, 600	352, 700					

109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員、臨時的 任用職員 及び任期 付職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第4条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「職員」の次に「及び給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの」を加える。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する給料の支給日後において新たに職員となった者に係る給料については、その日以後速やかに支給するものとする。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない。

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「8級職員」という。)」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第15条の2第1項第1号中「道路(以下この項及び次項)」を「道路(以下この条)」に改め、同条第2項第1号中「以下この号において「運賃等相当額」という。)」を「第6項において「運賃等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第6項中「その他」を「その他の」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び第2項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第15条の4第2項中「100分の6」を「100分の12」に、「から第5号まで」を「又は第2号」に改め、「及び大阪府に隣接する府県」を削り、「市町村」を「市」に改める。

第21条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって、」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日

等に含まれる時間を除く。)であって」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「10,000円」を「12,000円」に改め、「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削り、同項第2号中「5,000円」を「6,000円」に改める。

第22条第2項中「、第15条及び第15条の3」を「及び第15条」に改める。

第23条第2項中「、6月30日に支給する場合においては100分の122.5、12月10日に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に改める。

第24条第2項第1号中「、6月30日に支給する場合においては100分の102.5、12月10日に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月30日に支給する場合においては100分の48.75、12月10日に支給する場合においては100分の51.25」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		

18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000		
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300		
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500		
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700		
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500		
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300		
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100		
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700		
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300		
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900		
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500		
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200		
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000		
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400		
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100		
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600		
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000		
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400		
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800		
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200		

38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600		
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000		
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300		
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600		
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000		
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300		
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600		
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900		
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700			
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000			
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300			
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500			
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800			
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100			
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400			
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600			
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900			
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200			
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500			
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700			

58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000			
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300			
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500			
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700			
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000			
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300			
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500			
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700			
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000			
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300			
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500			
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700			
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000			
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300			
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500			
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700			
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500				
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800				
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000				
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200				

78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500				
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800				
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000				
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200				
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500				
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800				
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000				
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200				
86	256, 000	297, 100	346, 000						
87	256, 300	297, 400	346, 400						
88	256, 600	297, 700	346, 800						
89	256, 900	298, 000	347, 000						
90	257, 200	298, 300	347, 400						
91	257, 500	298, 600	347, 800						
92	257, 800	299, 000	348, 200						
93	258, 100	299, 200	348, 400						
94		299, 400	348, 800						
95		299, 700	349, 200						
96		300, 100	349, 500						
97		300, 300	349, 800						

98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							

118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再 任用短時 間勤務職 員、臨時的 任用職員 及び任期 付職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

別表第2中「係長」を「グループ長」に、

「

7 級	副理事の職務
8 級	1 部長の職務 2 事務局長の職務 3 会計管理者の職務 4 危機管理監の職務 5 技監の職務 6 理事の職務

」

を

「

7 級	1	室長の職務
	2	副理事の職務
8 級	1	部長の職務
	2	事務局長の職務
	3	会計管理者の職務
	4	危機管理監の職務
	5	安心統括監の職務
	6	技監の職務
	7	理事の職務
9 級		局長の職務

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条並びに附則第 6 項から第 8 項まで及び第 10 項から第 12 項までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）及び第 3 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の給与条例(以下「第4条改正後給与条例」という。)第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは

「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるものに対しては」と、同条第 2 項中「(5) 身体又は精神に著しい障害を有する者」とあるのは「

(5) 身体又は精神に著しい障害を有する者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

（令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 7 切替日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当の月額
は、第 4 条改正後給与条例第 15 条の 4 の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 12（切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間にあっては、100 分の 10）を乗じて得た額（特別区及び他の市町村（大阪府に所在する市町村は除く。）に在勤する職員にあっては、当該勤務地に現に適用される割合により算出した地域手当の月額と比較し、いずれか高い方の額）とする。

（令和 14 年 3 月 31 日までの間における暫定再任用短時間勤務職員に関する読替え）

- 8 切替日から令和 14 年 3 月 31 日までの間、定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年河内長野市条例第 21 号）附則第 14 条第 6 項中「新給与条例第 15 条の 2 第 2 項」とあるのは「第 4 条改正

後給与条例第15条の2第2項及び第6項、第15条の3第2項」とする。

(委任)

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 10 河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年河内長野市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員の職務の級が一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年河内長野市条例第27号）別表第1に定める行政職給料表の9級に相当する職員に対しては、支給しない。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第19条中「、第6条の2」を削る。

(河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 切替日から令和8年3月31日までの間における前項の規定による改正後の河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員の職務の級が同条例別表第1に定める行政職給料表の8級以

上に相当する職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害を有する者」とあるのは「

(5) 身体又は精神に著しい障害を有する者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」とする。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

1 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

（昭和47年河内長野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第16条中「、第7条」を削る。

附則別表 号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1

9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3

31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		

75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					

97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議案第 93 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に
ついて

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 19 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年
河内長野市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 225」を「、基準日が 6 月 1 日である
場合においては 100 分の 225、基準日が 12 月 1 日である場合
においては 100 分の 235」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第 5 条第 2 項中「、基準日が 6 月 1 日である場合においては 100
分の 225、基準日が 12 月 1 日である場合においては 100 分の 2

３５」を「１００分の２３０」に改める。

附 則

(施行期日等)

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和
７年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年１２
月１日から適用する。

(手当の内払)

- ３ 改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前
の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づい
て支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払
とみなす。

議案第 9 4 号

特別職の職員の給与に関する条例の改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年河内長野市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「、基準日が 6 月 1 日である場合においては 1 0 0 分の 2 2 5、基準日が 1 2 月 1 日である場合においては 1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、基準日が 6 月 1 日である場合においては 1 0 0 分の 2 2 5、基準日が 1 2 月 1 日である場合においては 1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。